

地域型住宅グリーン化事業における山梨県地域住文化要素基準

令和4年11月11日

国土交通省が実施する「地域型住宅グリーン化事業」における加算措置の運用に必要な山梨県の伝統的な建築技術の基準（以下「山梨県地域住文化要素基準」という。）を次のとおり定める。

1 山梨県地域住文化要素基準

次の（ア）から（キ）のうち、いずれか三つ以上該当すること

- （ア）構造材（柱、横架材、小屋組及び土台）の過半以上が、手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
- （イ）屋根の過半以上が、瓦葺きであること
- （ウ）外壁の一面以上の軒の出が、0.9m以上であること
- （エ）外壁の20㎡以上が、漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁又は板張りであること
- （オ）内壁の5㎡以上が、漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁であること
- （カ）県内に本社がある建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、襖）を4枚以上使用していること
- （キ）県内に本社がある畳業者が製作した畳（畳表にイグサ等の天然素材を使用したものに限り、置き畳を除く。）を6畳以上使用していること

2 適用範囲

山梨県内全域に適用する。